

令和2年6月24日

保護者各位

調布市長 長 友 貴 樹

市内認可保育施設における7月以降の対応について

この度は、市内認可保育施設における新型コロナウイルス感染症の染拡大防止の取組に、多大なる御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この間、感染拡大防止を目的として、市では認可保育施設を5月31日まで臨時休園とした後、現在は6月30日までの間、家庭での保育が可能な場合について、家庭での保育をお願いしているところです。

7月1日以降の対応については、保護者の皆様に対して市から特段の依頼は行わず、市内認可保育施設を原則として通常開園することとします。

これに伴い、7月以降の保育料及び副食費は、登園状況に関わらず、規定どおり月額をお支払いいただく（日割り計算は終了）こととなりますので御承知おきください。

なお、例外として、令和2年4月以降に入園した方で、育休、就労内定又は求職活動中の期間を延長している方は、令和2年9月30日までの間、一月に一日も登園しない場合に限り、登園実績を確認後、保育料及び副食費を返還することとします。

また、市内保育施設では、引き続き感染拡大の防止に努めていく必要があることから、日々の保育や各事業において、例年とは異なる対応となる場合がありますが、園児の安全を第一に考えた取組であることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

併せて、御家庭においても日々、感染防止を心がけていただくほか、園児の体調に少しでも不安がある場合は、登園を見合わせていただくとともに、園児や保護者、その他同居の家族の感染が確認、又は濃厚接触者と指定された場合は、速やかに在籍園に御連絡いただきますよう、よろしくお願いたします。

担当：調布市子ども生活部保育課

電話：042-481-7132・7133